

柏崎市随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、契約の事前準備に際し、他に履行可能な者がいないとして特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合において、当該履行できる者（以下「特定者」という。）以外に履行できる者があるかどうかを公募により確認することで、手続の透明性を確保するとともに、競争性のある契約への移行を推進するために行う手続（以下「公募手続」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

（公募手続の概要）

第2条 公募手続は、公告を行い、応募者があった場合、事業所管課において応募者が契約の履行に必要な要件（以下「公募要件」という。）を満たす者であるかその適格性を審査する。

2 前項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいる場合は、特定者にこの応募者を加え、指名競争入札、見積合せ又は企画競争（以下「指名競争入札等」という。）に付すものとする。

3 第1項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいない場合又は応募者がいない場合は、特定者と随意契約の締結を行うものとする。

（公募手続の対象とする契約）

第3条 公募手続の対象となる契約は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、製造の請負契約、委託契約、物品の購入契約その他の契約（以下「請負契約等」という。）であって、他に履行可能な者がいないとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により特定者と契約を締結しようとするもののうち、市長が公募により当該随意契約の参加希望者の有無を確認する必要があると認めるものとする。

（公募）

第4条 公募は、次に掲げる事項の公告及び公募説明書の配布により行う。

- (1) 公募の趣旨
- (2) 請負契約等の概要
- (3) 参加資格
- (4) 公募要件
- (5) 手続等
- (6) 問合せ先
- (7) 予算その他本市の事情により、当該公募手続又は当該公募手続により行うこととなった指名競争入札等を中止する場合があること。
- (8) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、市ホームページへの掲載及び市役所前の掲示場への掲示により行うものとする。

3 公募説明書は、原則として、第1項の公告の日から次条第2項に規定する申請期限までの間、配布する。

4 公募説明書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 請負契約等の概要
- (2) 請負契約等の内容に関する説明（仕様等）
- (3) その他必要と認める事項

5 市ホームページへの掲載により公募説明書の配布目的が十分達成できる場合は、公募説明書の配布手続を省くことができる。

（申請書の提出）

第5条 参加希望者は、参加意思確認申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）に参加資格等を確認できる資料を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、公告の日から起算して10日以上としなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

（参加資格）

第6条 参加希望者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 当該公募の公告日において、次のアからウまでのいずれかに該当する者。ただし、次のアからウまでの名簿の申請区分業種にならない業務等を発注する場合を除く。

ア 柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成7年3月告示第21号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿において、市が発注する建設工事の種類に対応する業種で登録されている者

イ 柏崎市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成23年1月告示第6号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿において、市が発注する業務委託の内容に対応する業種で登録されている者

ウ 柏崎市物品入札参加資格審査規程（平成8年9月告示第93号）第6条第1項に規定する入札参加資格者名簿において、市が発注する物品の製造の請負等の内容に対応する業種で登録されている者

- (3) 当該公募の公告日から契約日までの期間において、柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成7年制定）又は柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領（平成22年制定）による指名停止の措置を受けていない者であること。

（公募説明書等に対する質問）

第7条 参加希望者は、公募説明書等に対して質問をすることができる。

2 質問の受付期間は、申請書の提出期限日の3日前（柏崎市の休日を含める条例（平成元年柏崎市条例第31号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）までとする。

3 質問に対する回答期限は、申請書の提出期限日の前日（休日を除く。）までとする。

4 前3項の規定による質問の提出方法、提出期限及び回答方法（以下この項において「提出方法等」という。）は、公告において明示するものとする。

（審査結果の通知）

第8条 事業所管課は、前条の審査の結果、公募要件を満たすと認め

られた者に対しては、指名競争入札等の通知書を送付するものとする。

- 2 事業所管課は、前条の審査の結果、公募要件を満たさない者に対しては、その理由を記載した通知書（別記第2号様式）（以下「通知書」という。）を送付するものとする。

（公募要件を満たさないとされた理由の説明）

第9条 前条第2項に規定する通知書を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、書面により、市長に対して公募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、特別の事情がある場合を除き、書面を受理した日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から実施する。

別記

第1号様式（第5条関係）

参加意思確認申請書

年 月 日

柏崎市長 様

住所

商号又は名称

代表者職名・氏名

年 月 日付けで公告のあった下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認申請書を提出します。

なお、本確認申請書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務等の名称

2 添付書類

(1)本業務等の入札に必要な資格及び実績を証する書類

(2)その他必要な書類

※公告において提出を求めた書類を添付すること

所属	
役職名	
氏名	
電話番号	
ファクス番号	
電子メール	

第 2 号 様 式 （ 第 8 条 関 係 ）

年 月 日

様

柏 崎 市 長

参 加 意 思 確 認 申 請 書 の 審 査 結 果 に つ い て （ 通 知 ）

年 月 日 付 け で 提 出 の あ り ま し た 下 記 の 業 務 等 に 係 る
参 加 意 思 確 認 申 請 書 に つ い て 審 査 を 行 っ た 結 果 、 公 募 要 件 が 満 た さ れ
て い な い の で 通 知 し ま す 。

記

- 1 業 務 等 の 名 称

- 2 公 募 要 件 を 満 た さ な い と し た 理 由

本 通 知 を 受 け た 者 は 、 通 知 を 受 け 取 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 7 日
（ 柏 崎 市 の 休 日 を 定 め る 条 例 （ 平 成 元 年 柏 崎 市 条 例 第 3 1 号 ） 第 1 条
に 規 定 す る 市 の 休 日 を 除 く 。 ） 以 内 に 、 書 面 に よ り 公 募 要 件 を 満 た さ な
い と さ れ た 理 由 に つ い て 説 明 を 求 め る こ と が で き ま す 。